

生企乙達第16号
平成22年3月3日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	160	5年
他	00	01	10	170	1年

石 川 県 警 察 本 部 長

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者に係る行方不明者発見活動について（通達）

- 対号1 平成22年2月23日付け生企甲達第13号、刑企甲達第14号「行方不明者発見活動に関する規則の制定について（通達）」
- 対号2 平成22年3月3日付け生企乙達第14号ほか5課合同「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項について（通達）」

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「行方不明者発見活動規則」という。）第26条の取扱いについては、「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項について（通達）」（平成22年3月3日付け生企乙達第14号ほか5課合同）に基づき実施するところ、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者に係る行方不明者発見活動については、下記のとおり運用されたい。

記

- 被害者に係る行方不明者届が受理される前に被害者から警察本部長等による援助の申出がなされた場合
 - 援助を実施する際の留意事項

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第7条及び配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第8条の2に基づき、ストーカー事案の行為者及び配偶者からの暴力事案の加害者（以下単に「加害者」という。）に住所等を知られることがないようにするための措置を求める被害者に対して援助を実施する警察本部長等は、当該被害者の生命及び身体の安全を確認している場合、当該援助の申出をした者は行方不明者発見活動規則における行方不明者に該当しないため行方不明者届が受理されないことなどを説明すること。

(2) 関係警察署長への通知

行方不明者発見活動規則第6条第1項において、原則として行方不明者届は行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長が受理することとされていることから、援助を実施した警察本部長等は、被害者の住所又は居所を管轄する警察署長に対し、被害者に係るストーカー規制法及び配偶者暴力防止法に基づく援助を実施している旨を通知すること。

(3) 加害者が被害者に係る行方不明者届をしようした場合への対応

警察においてその生命及び身体の安全を確認している被害者について、加害者が当該被害者を追跡する手段として行方不明者届をしようした場合、警察署長は、加害者に対し、当該被害者は行方不明者発見活動規則における行方不明者に該当しないことから行方不明者届を受理することはできない旨を説明し、以後、加害者からの当該被害者に係る行方不明者届を受理しないこと。

2 被害者に係る行方不明者届を加害者から受理後、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案であることが判明した場合

被害者は加害者の元から避難していたが、警察によりその生命及び身体の安全の確認がなされる前に、加害者から被害者に係る行方不明者届がなされていた場合には、被害者から被害状況等を聴取、記録化した上で、警察本部長等による援助を実施するなど必要な措置を講ずること。

被害者である行方不明者を発見した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票を作成するとともに、当該行方不明者に係る行方不明者届を受理した警察署長（行方不明者発見活動規則第9条第1項により引継ぎがあった場

合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。) に対し、当該行方不明者がストーカー事案等の被害者であることが判明したこと、警察本部長等による援助を実施したことなどを通知すること。

上記通知を受けた受理署長は、行方不明者発見活動規則第26条第2項に基づき、被害者である当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人である加害者に対して、同条第1項に規定する発見等の通知をしないこと。

なお、これらの取扱いについて届出人である加害者から説明を求められた場合には、行方不明者発見活動規則に基づく措置であることを説明するなどの措置を講ずること。

3 行方不明者発見活動規則施行までの対応

家出人発見活動要綱（昭和51年9月21日付け警察庁乙保第5号他）に基づき、受理署長は、捜索願が出されている家出人を発見し、又はその死亡を確認した通知を受けたとき又は自ら家出人を発見し、若しくはその死亡を確認したときは、速やかにその旨を保護者等に連絡しなければならないとされているところ、ストーカー事案等の被害者については、被害者の意思に従い、その生存のみを連絡するなど、被害者の立場に立って適切な措置を講ずることとしていたが、平成22年3月31日までに受理した被害者に係る家出人の取扱いについては、行方不明者発見活動規則が制定された趣旨にかんがみ、家出人発見活動要綱によらず、被害者である家出人の同意がある場合を除き、届出をした加害者に対して、発見の通知をしないなど適切な措置を講ずること。

4 留意事項

(1) 被害者の生命及び身体の安全が警察において確認できない場合の対応

警察署長は、行方不明となった状況等から判断して被害者の生命及び身体の安全が確認できない場合には、当該被害者の生命及び身体の安全の確認に努めること。

(2) 被害者が同居する子等に係る行方不明者届がなされた場合への対応

加害者が被害者の追跡のため、被害者と同居している子等に係る行方不明者届を提出し、当該届が受理されていることが判明した場合も、上記2及び3と同様の対応を行うこと。

(3) 被害者に係る情報の保護

行方不明者発見活動にかかわらず、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、加害者の元から避難している被害者の居所等が加害者に知れてしまうなどといったことのないよう被害者等に係る情報の保護に十分配慮すること。